

20220113【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その92：一部地域・都市の警戒レベルの引き上げ）（2022年1月12日発表）

【ポイント】

- 1月12日、フィリピン政府は、一部地域・都市の警戒レベルを1月14日から1月31日まで「レベル3」に引き上げることを発表しました。
- ビサヤ地域では、バコロド市、アクラン州、カピズ州、アンティーケ州、セブ市、マンダウエ市及びタクロバン市が「レベル3」に引き上げられました。

【本文】

1 1月12日、フィリピン政府は新たにIATF決議156号-Cを発出し、1月14日から1月31日まで、以下のビサヤ地域・都市の警戒レベルを「レベル3」に引き上げることを発表しました。

- ・地域6（西ビサヤ地域）：バコロド市、アクラン州、カピズ州、アンティーケ州
- ・地域7（中部ビサヤ地域）：セブ市、マンダウエ市
- ・地域8（東ビサヤ地域）：タクロバン市

（注）ラプラブ市及びイロイロ市については、9日付で警戒レベル3に引き上げられています。

2 今回警戒レベル3に引き上げとなるビサヤ地域以外の地域・都市及び決議の詳細に関しては、以下の発表にてご確認ください。

- 新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）（決議第156-C号：一部地域・都市の警戒レベルの再変更）

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2022/01jan/20220112-IATF-RESO-156C-RRD.pdf>

4 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

●在フィリピン日本国大使館ホームページ（フィリピン国政府の発表・関連情報等（フィリピンへの入国を予定の方へ）

https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html

.....

※この情報は、在留届、及び「たびレジ（本登録）」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの登録をなさるか、「たびレジ（本登録）」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>

（問い合わせ窓口）

○在セブ日本国総領事館

住所：8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu City, Philippines

電話：（市外局番 032） 231-7321

FAX：（市外局番 032） 231-6843

ホームページ：https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html